

越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)申請書

越前市長 殿



本申請内容に相違ありません。
また、【誓約・同意事項】(本紙裏面)を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

	申請日	令和 年 月 日
申請者 (世帯主)	フリガナ	
	氏名	
	現住所	(〒 -)
	連絡先	()

●申請者が属する世帯の児童の状況

○この申請における「児童」とは、基準日(令和5年12月1日)時点において、世帯内で扶養(同一生計である)している18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の者を指します。ただし、基準日の翌日以降に出生した児童を含みます。

1	2	3	4	5	(フリガナ)	申請者との続柄	生年月日	児童の状況	生計同一確認欄
					児童氏名				
							平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
							平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
							平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
							平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
							平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>

●振込口座 ※次の口座のうち、本給付金の振込を希望する口座にレ点を入れてください。

- ① 越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)の受給口座
- ② 申請者(世帯主)名義の公金受取口座
※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ③ 下記の現に使用している申請者(世帯主)名義の口座
(希望する口座) 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座
※ 上記の記入(レ点)により税務局等への口座照会を承諾したものとします。
- ④ 申請者(世帯主)名義のその他口座

【振込口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座は指定しないでください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳のカナ表記に合わせて下さい
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 4信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通・当座		
ゆうちょ銀行		通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入)	通帳番号 (右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳のカナ表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

私の世帯は、令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)の支給要件(※)に該当します。

※支援給付金(こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 基準日(令和5年12月1日)時点で、越前市に住民登録がある。
イ 世帯の全員が、令和4年1月～12月の所得により令和5年度住民税が非課税である。
ウ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではない。
エ 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。
オ 世帯の中に、扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる。
- ② 私の世帯には、他の自治体を実施する同様の事業による給付金(対象児童1人当たり5万円)の支給を受けた者はいません。
- ③ 支援給付金(こども加算)の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書(添付書類を含む)が、還付(返却)されないことに同意します。
- ⑤ 支給決定後、支援給付金(こども加算)の給付が振込不能等により完了せず、かつ、令和6年9月30日までに、本市が申請者に連絡・確認できない場合に、支援給付金(こども加算)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 支援給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や支援給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援給付金(こども加算)を返還します。

提出書類

- 『令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)申請書』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者(世帯主)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(いずれか1点)
- 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「④申請者(世帯主)名義のその他口座」の方のみ)
※ 通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申立書(様式第2号別紙)』(表面「同一世帯でないが扶養している(別居監護等)」を選択する場合)

※記入漏れや、添付書類の不備がないか申請前に再確認してください。
(記入漏れや添付書類の不備がある場合、給付が遅くなる又は給付が受けられない場合があります。)

【公金受取口座が未登録の方】

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。

※ 登録は本給付金の支給要件ではありません。

※ 公金受取口座の登録から利用可能になるまで数日かかる場合があります。



「公金受取口座」の概要及び登録はこちら